

大阪市告示第766号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和6年6月3日（月）から 同月4日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年6月6日（木）から 同月7日（金）まで	
	令和6年6月10日（月）から 同月11日（火）まで	
	令和6年6月13日（木）から 同月14日（金）まで	
	令和6年6月17日（月）から 同月18日（火）まで	
	令和6年6月20日（木）から 同月21日（金）まで	
	令和6年6月24日（月）から 同月25日（火）まで	
	令和6年6月27日（木）から 同月28日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）